平成３１年３月

かずさ水道広域連合企業団議会
臨時会会議録

かずさ水道広域連合企業団

平成31年3月
かずさ水道広域連合企業団議会臨時会会議録

○招 集 年 月 日　　平成３１年３月２５日
○招 集 の 場 所　　かずさ水道広域連合企業団議場
○開 会 の 日 時　　平成３１年３月２５日　　午後 １ 時３０分
○閉 会 の 日 時　　平成３１年３月２５日　　午後 ４ 時０２分
○出 席 議 員

１番	在 原 直 樹 君	２番	笹 生 典 之 君
３番	阿 津 文 男 君	４番	渡 辺 務 君
５番	石 井 志 郎 君	６番	船 田 兼 司 君
８番	鴇 田 剛 君	９番	重 城 正 義 君
１０番	近 藤 忍 君	１１番	白 坂 英 義 君
１２番	住ノ江 雄 次 君	１３番	森 岳 君

○欠 席 議 員
　７番　三 浦 章 君

○出 席 説 明 者

広域連合企業長	渡 辺 芳 邦 君	副広域連合企業長	高 橋 恭 市 君
事 務 局 長	小 島 肇 君	参 与	小 川 和 広 君
参 与	村 田 等 君	参 与	前 田 雅 章 君
参 与	渡 邉 仁 君	技 師 長	加 藤 和 之 君
総務企画課長	平 野 和 之 君	経 理 課 長	田 中 宏 君
業 務 課 長	徳 田 恵 子 君	工務１課長	須 田 和 弘 君
浄水１課長	前 田 倫 孝 君	浄水２課長	石 井 秀 幸 君
参 事	小石川 洋 君	技 監	林 俊 弥 君
総務企画課副課長	小 川 和 也 君	副 参 事	増 山 直 樹 君
副 参 事	鳥 海 陽 一 君	副 参 事	神 子 和 好 君
副 技 監	星 野 誠 君		

○出席事務局職員（予定者）

議会事務局長	小 泉 貴 志	書 記	林 豊
書 記	内 田 豊	書 記	笹 本 勇 太

○議 事 日 程（その１）
　日 程 第 １　仮 議 席 の 指 定
　日 程 第 ２　議 長 の 選 挙
○議 事 日 程（その２）
　日 程 第 ３　議 席 の 指 定

日 程 第 4　　会議録署名議員の指名
日 程 第 5　　会　期　の　決　定
日 程 第 6　　副 議 長 の 選 挙
日 程 第 7　　発議案第１号　かずさ水道広域連合企業団議会会議規則の制定について
発議案第２号　かずさ水道広域連合企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 8　　議 案 第 1 号　かずさ水道広域連合企業団副広域連合企業長の選任について
日 程 第 9　　議 案 第 2 号　専決処分の承認を求めることについて（かずさ水道広域連合企業団公告式条例）
議 案 第 3 号　専決処分の承認を求めることについて(かずさ水道広域連合企業団の休日を定める条例)
議 案 第 4 号　専決処分の承認を求めることについて(かずさ水道広域連合企業団事務局設置条例)
議 案 第 5 号　専決処分の承認を求めることについて(かずさ水道広域連合企業団職員定数条例)
議 案 第 6 号　専決処分の承認を求めることについて(かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長の給料及び旅費に関する条例)
議 案 第 7 号　専決処分の承認を求めることについて(かずさ水道広域連合企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例)
議 案 第 8 号　専決処分の承認を求めることについて(かずさ水道広域連合企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例)
日 程 第 10　　議 案 第 9 号　かずさ水道広域連合企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例の制定について
議案第 10 号　かずさ水道広域連合企業団議会定例会条例の制定について
議案第 11 号　かずさ水道広域連合企業団監査委員条例の制定について
議案第 12 号　かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例の制定について
議案第 13 号　かずさ水道広域連合企業団情報公開条例の制定について
議案第 14 号　かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例の制定について
議案第 15 号　かずさ水道広域連合企業団行政手続条例の制定について
議案第 16 号　かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の制定について
議案第 17 号　かずさ水道広域連合企業団暴力団排除条例の制定について
議案第 18 号　かずさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
議案第 19 号　かずさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する条

例の制定について

議案第 20 号　かずさ水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について

議案第 21 号　かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例の制定について

議案第 22 号　かずさ水道広域連合企業団職員の再任用に関する条例の制定について

議案第 23 号　かずさ水道広域連合企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について

議案第 24 号　かずさ水道広域連合企業団職員の服務の宣誓に関する条例の制定について

議案第 25 号　かずさ水道広域連合企業団職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議案第 26 号　かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の制定について

議案第 27 号　かずさ水道広域連合企業団議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について

議案第 28 号　かずさ水道広域連合企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 29 号　かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

議案第 30 号　かずさ水道広域連合企業団証人等の実費弁償に関する条例の制定について

議案第 31 号　かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の制定について

議案第 32 号　かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の制定について

議案第 33 号　かずさ水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

議案第 34 号　かずさ水道広域連合企業団職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 35 号　かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 11　議案第 36 号　木更津市とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料及び地域汚水処理手数料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

議案第 37 号　君津市とかずさ水道広域連合企業団との間における農業集落排水処理施設使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

議案第 38 号　袖ケ浦市とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

議案第 39 号　君津富津広域下水道組合とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

日 程 第 12　議案第 40 号　平成３１年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算

日 程 第 13　議案第 41 号　かずさ水道広域連合企業団広域計画について

日 程 第 14　議案第 42 号　かずさ水道広域連合企業団監査委員の選任について

日 程 第 15　議案第 43 号　かずさ水道広域連合企業団監査委員の選任について

日 程 第 16　選挙管理委員会委員の選挙

日 程 第 17　選挙管理委員会委員補充員の選挙

○議事日程に付した事件　　議事日程のとおり

開　　会

（平成31年3月25日　　午後1時30分）

議会事務局長予定者（小泉貴志君） それでは皆様、本日の議会は、かずさ水道広域連合企業団が設立され、構成団体の議会における広域連合企業団議会議員の選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定によりまして、年長議員が臨時にその職務を行うことになっております。

本日の出席議員中、鴇田 剛議員が年長議員でございますので、ご紹介申し上げます。

鴇田 剛議員、議長席にお着き願います。

臨時議長（鴇田剛君） ただ今、ご紹介を頂きました鴇田でございます。地方自治法第１０７条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、皆様方におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

臨時議長（鴇田剛君） 本日の出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより平成３１年３月かずさ水道広域連合企業団議会臨時会を開会いたします。議事の進行につきましては、議会会議規則が制定されておりませんが、今議会に発議案第１号として提案されます「かずさ水道広域連合企業団議会会議規則（案）」に準じて進行したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、議事の進行につきましては、「かずさ水道広域連合企業団議会会議規則（案）」に準じて行います。

議長が選出されるまでの議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程（その１）のとおりでございます。

日程に入るに先立ちまして、広域連合企業長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

渡辺芳邦広域連合企業長。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） はい、議長。

本日、ここに平成３１年３月かずさ水道広域連合企業団議会臨時会を招集し、当面する諸案件について御審議を願うことといたしました。

議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

君津地域における水道事業の統合・広域化につきましては、長年にわたる協議を経て本年１月に広域連合企業団の設置に至ったところでございます。

本日、ご出席の議員の皆様方のご理解ご協力に深く感謝を申し上げる次第でございます。

本年４月からは、木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市の水道事業と君津広域水道企業団が担ってきた水道用水供給事業は、かずさ水道広域連合企業団へ継承されることとなります。

今後、スケールメリットを生かして経営改善に積極的に取り組むとともに施設整備を図り、安全で良質かつ廉価な生活用水の安定供給に努めて参りたいと考えておりますので、議員各位にはより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせて頂きます。どうぞよろしくお願いいたします。

仮　議　席　の　指　定

臨時議長（鴇田剛君） これより日程に入ります、日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、氏名標のとおりと指定いたします。

議　長　の　選　挙

臨時議長（鴇田剛君） 日程第２、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（鴇田剛君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

議長の推選について意見を求めます。

議員（石井志郎君） 議長。

臨時議長（鴇田剛君）　石井議員。

議員（石井志郎君）　君津市の鴇田議員を議長に推選いたします。

臨時議長（鴇田剛君）　ただ今、石井志郎議員から、私に議長の指名推選がございました。

お諮りいたします。

鴇田剛を議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（鴇田剛君）　ご異議ないものと認めます。よって、鴇田剛が議長に当選いたしました。

以上をもちまして、臨時議長の職を解かせて頂きます。ご協力ありがとうございました。

議　長　の　交　代

議長（鴇田剛君）　それではここで、私の方からひと言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、皆様方のご推挙によりまして、かずさ水道広域連合企業団の初代の議長という要職を担うことになりました。身の引き締まる思いであります。

議会の公平かつ円滑な運営を図りまして、かずさ水道広域連合企業団の発展のために努力させて頂きたいと思います。議員皆様方、執行部皆様方には格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議事を進行いたします。

この後の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程（その２）のとおりでございます。

また、議案説明のため、地方自治法第１２１条の規定により、広域連合企業長及び事務局長ほか、事務局職員が出席しておりますので、御了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表をお手元に配付してございますので、ご参照ください。

議　席　の　指　定

議長（鴇田剛君）　日程第３、議席の指定を行います。

議席は、ただ今ご着席の氏名標のとおり指定いたします。

会　議　録　署　名　議　員　の　指　名

議長（鴇田剛君）　日程第４、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、議席番号１番、在原直樹議員、議席番号４番、渡辺務議員を指名いたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

会　期　の　決　定

議長（鵜田剛君）　日程第５、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期を本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鵜田剛君）　ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

副　議　長　の　選　挙

議長（鵜田剛君）　日程第６、副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鵜田剛君）　ご異議ないものと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法につきましては、議長において行いたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鵜田剛君）　ご異議ないものと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
それでは、副議長に議席番号３番、阿津文男議員を指名いたします。
お諮りいたします。
議席番号３番、阿津　文男議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鵜田剛君）　ご異議ないものと認めます。
よって、議席番号３番、阿津文男議員が副議長に当選されました。
ただ今、副議長に当選された阿津文男議員が議場におられますので、本職から、当選の告知をいたします。
ここで、当選されました阿津副議長のごあいさつをお願いいたします。

副議長（阿津文男君）　はい。ただ今、副議長に選任を頂きました阿津でございます。
このたび、副議長という要職を皆様にご推挙頂きました。まことに光栄に存じます。
微力ではございますが、皆様のご指導、そしてご鞭撻を賜りながら、議長の補佐役として、

また、かずさ水道広域連合企業団の円滑、適正な運営に寄与できますよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議　案　上　程（発議案）

議長（鴇田剛君）　日程第７、発議案第１号及び第２号、「かずさ水道広域連合企業団議会会議規則」ほか１件を一括議題といたします。

議案はお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

お諮りいたします。

以上の議案は、提出者の説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鴇田剛君）　ご異議ないものと認めます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鴇田剛君）　ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鴇田剛君）　ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより発議案第１号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第２号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　案　上　程（副広域連合企業長の選任）

議長（鴇田剛君）　日程第８、議案第１号、「副広域連合企業長の選任について」を議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

　小島事務局長。

事務局長（小島肇君）　はい。議案第１号について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の１ページをご覧下さい。

本案は、副広域連合企業長の選任について、ご同意をお願いするものです。

広域連合規約第１２条第４項の規定により副広域連合企業長は広域連合企業団議会の同意を得て千葉県知事を除く構成団体の長のうちから選任するとされていることから、高橋恭市富津市長を選任しようとするもので、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（鴇田剛君）　お諮りいたします。

　本案を質疑と討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

　これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鴇田剛君）　ご異議ないものと認めます。

　お諮りいたします。

　本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

　よって、本案は原案のとおり同意されました。

　ここで、選任されました高橋恭市さんにご入場頂きます。

（高橋恭市副広域連合企業長の入場）

議長（鴇田剛君）　それでは、副広域連合企業長のごあいさつを頂きたいと存じます。

副広域連合企業長（高橋恭市君）　富津市の高橋でございます。ただいま皆様の御同意によりまして、副広域連合企業長に就任させて頂くこととなりました。渡辺企業長をお支えしながら広域連合企業団の発展のため努力させて頂きたいと思います。今後とも皆様のご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議　案　上　程（専決処分の承認）

議長（鴇田剛君）　日程第９、議案第２号から第８号までの専決処分の承認を求める案件７件について一括議題といたします。

　本案の提案理由の説明を求めます。小島事務局長。

事務局長（小島肇君）　はい、議長。議案第２号から議案第８号の専決処分の承認を求めることについて一括して提案理由のご説明を申し上げます。

　これらの条例につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づきまして専決処分いたしておりますので、同法第３項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。条例等は、地方自治法、地方公務員法などの関係法令に基づき作成したところでございます。

　それでは、議案書の５ページの方をお開きください。

　専決案件の１番目、議案第２号かずさ水道広域連合企業団公告式条例についてご説明いたします。

これは、条例や規則の公布は、広域連合企業長が署名し、広域連合企業団の事務所の掲示場において掲示して行うこととするものです。

次のご説明からは、議案名の冒頭にあります、かずさ水道広域連合企業団という組織名の読み上げは省略させて頂きたいと存じますので、ご了承願います。

次に議案書の９ページをお開き下さい。

議案第３号、休日を定める条例でございます。

これは、土日、祝日、年末年始を広域連合の休日とし、原則として執務を行わないとするものです。

次に、議案書の１３ページをお開きください。

事務局設置条例でございます。

これは、広域連合企業長の権限に属する事務を処理するため事務局を置くものでございます。

続きまして、議案書の１７ページの方をお開きください。

議案第５号、職員定数条例でございます。

これは、広域連合企業長の事務局の職員を６７人とするなど、職員の定数を定めるものでございます。

引き続き、議案書の２１ページをご覧ください。

議案第６号、広域連合企業長の給料及び旅費に関する条例でございます。

これは、広域連合企業長の給料及び旅費の額並びに支給方法について定めるものでございます。

２５ページの方をお開きください。

議案第７号、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例でございます。

これは、議会議員の議員報酬及び費用弁償の額及び支給方法を定めるものでございます。

２９ページの方をご覧ください。

議案第８号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。

これは、地方自治法に定めがあるもののほか、翌年度以降にわたり物品を借り入れまたは役務の提供を受ける契約について、条例で定めることとされている長期継続的な契約について、規定する内容となっております。

今回、上程いたしました各専決議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、何とぞご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鴇田剛君） ただいま事務局から説明がございました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鴇田剛君） ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鴇田剛君） ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより議案第２号から第８号までについて一括採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君） 挙手全員であります。
　よって本案は原案のとおり承認されました。

～～

議　案　上　程（条例）

議長（鴇田剛君） 日程第１０、議案第９号から第３５号まで、「かずさ水道広域連合企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例の制定について」ほか２６件を一括議題といたします。

　本案の提案理由の説明を求めます。小島事務局長。

事務局長（小島肇君） はい、議長。

　議案第９号から議案第３５号の条例について一括して提案理由のご説明を申し上げます。

　議案書の３１ページをお開きください。

　議案第９号水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございますが、地方公営企業法の規定に基づき、広域連合企業団が行う水道用水供給事業及び水道事業の設置及び経営に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございます。第３条第２項で水道用水供給事業の給水対象は、千葉県及びかずさ水道広域連合企業団の水道事業とすること、第３条の第３項で水道事業の給水区域を木更津市全域、山間部を除く君津市域、専用水道区域を除く富津市域、袖ケ浦市全域とすること、第４項で給水人口を３２１，５００人とすること、第５項で一日最大供給水量は１６４，０００立方メートルとすること、第４条で管理者を置かないことなどを定めるものといたしました。

　続きまして議案書の３７ページの方をお開きください。

　議案第１０号議会定例会条例の制定についてでございます。議会の定例会の回数を年２回と定めるものといたしました。

　続きまして、３９ページをご覧下さい。

　議案第１１号監査委員条例の制定についてでございます。地方自治法の規定に基づき、広域連合企業団監査委員に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容ですが、第２条で監査委員が、毎会計年度１回の定期監査を行うときの方法、第３条で監査委員は、毎月２５日に出納検査を行うことなどを定めるものです。

　４１ページをご覧下さい。

　議案第１２号水道審議会条例の制定についてでございます。地方自治法の規定に基づき、水道事業の適性かつ効率的な運営を図るため設置する水道審議会に必要な事項を定めるもので、主な内容でございます。

　第２条で審議会は、広域連合企業長の諮問に応じ、水道料金の改定その他の水道事業に関する重要な施策について調査及び審議すること、第３条で審議会の委員は２０人以内で、学識経験者及び水道の使用者とすることなどを定めるものといたしました。

　４３ページをお開きください。

　議案第１３号情報公開条例の制定についてですが、広域連合企業団の保有する情報の一層の公開を促進し、もって広域連合企業団の諸活動を利用者等に説明する責務を全うされるようにすることを目的とし、利用者等の公文書の開示を請求する権利に関し、必要な事項を定めるも

ので、主な内容ですが、ここで４４ページの方をお開きください。
第３条及び第４条で実施機関及び利用者の責務、第５条から第８条で行政文書の開示請求権や開示請求の方法、開示義務などを定めるものといたしました。
続きまして５５ページの方をお開きください。
議案第１４号個人情報保護条例の制定についてでございます。実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的に、個人情報の適正な取扱いの確保に関し、基本的な事項を定めるもので、主な内容ですが、５６ページになります。
第３条で実施機関の責務、次ページの５７ページ第５条で収集の制限などについて定めるものといたしました。
７５ページの方をお開きください。
議案第１５号行政手続条例の制定ですが、広域連合企業団の事業運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的に、行政手続法の規定に基づき、広域連合企業団における処分、届出及び行政指導に関する手続に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございます。
１枚めくって頂きまして、７７ページの方をご覧ください。
第３条で議会の議決等によってされる処分、広域連合企業団の職員等に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導、国の機関等に対する処分等は適用除外とすること、次ページ７８ページの第５条及び第６条で申請に対する許認可等の適否について判断するための審査基準を定めることや、処分をするまでの標準処理期間を定めるように努めること、７９ページ、第１０条で必要に応じ公聴会を開催するよう努めなければならないことなどを定めるものといたしました。
８９ページの方をお開きください。
議案第１６号行政不服審査法施行条例の制定でございます。行政不服審査法の施行に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございますが、１番下の第４条でかずさ水道広域連合企業団行政不服審査会を設置すること、次ページ９０ページの第５条及び第６条で審査会は、委員３人で組織し、委員の任期は２年とすることなどを定めるものといたしました。
続きまして９３ページをお開きください。
議案第１７号暴力団排除条例の制定でございます。暴力団排除を推進し、もって住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団排除に関し、基本理念を定め、かずさ水道広域連合企業団及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する事項を定めるもので、主な内容でございます。
第３条で基本理念として、暴力団排除は、暴力団が不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下、暴力団を恐れないことなどを旨として、関係者が連携、協力して推進されなければならないことなどを定めるものといたしました。
９７ページの方をお開きください。
議案第１８号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定でございます。地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございますが、次ページ９８ページの第４条で広域連合企業長は、毎年１２月末までに、前年度における職員の任免、職員数、人事評価、給与、勤務条件、分限及び懲戒等の状況の概要を公表しなければならないことなどを定めるものとしております。
続きまして９９ページの方をお開きください。

議案第１９号任期付職員の採用に関する条例の制定でございます。地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございます。

第２条で高度な専門的な知識経験者又は優れた識見を有する者を、その経験又は識見を一定期間活用して遂行することが特に必要な業務に、職員を選考により任期を定めて採用できることなどを定めるものといたしました。

続きまして１０３ページをご覧下さい。

議案第２０号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定でございます。地方公務員法の規定に基づき、広域連合企業団の職員の意に反する降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございます。

第２条で降給の種類は、降格及び降号とすること、第３条で降格は、勤務実績がよくない場合、心身の故障のため職務遂行に支障がある場合、その職務の級に分類されている職務の遂行に必要な適格性を欠く場合などにおいて行うものとすることなどを定めるものとしました。

１０７ページをご覧下さい。

議案第２１号職員の定年等に関する条例の制定ですが、地方公務員法の規定に基づき、広域連合企業団の職員の定年等に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございます。

第２条及び第３条で職員の定年は年齢６０年とし、定年に達した日以後における最初の３月３１日に退職すること、第４条で特例として、定年に達した職員の職務が高度の知識等を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるときなどに、定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め、引き続いて勤務させることができることなどを定めるものといたしました。

続きまして、１０９ページをご覧下さい。

議案第２２号職員の再任用に関する条例でございます。地方公務員法の規定に基づき、職員の再任用に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございます。第２条で定年退職者のほか定年退職者に準じる者として、２５年以上勤務して退職した者等再任用を行うことができることなどを定めるものとしました。

続きまして１１１ページをお開きください。

議案第２３号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定でございます。地方公務員法の規定に基づき、広域連合企業団職員の懲戒の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございます。

第２条で戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、書面を交付して行わなければならないこと、第３条で減給は、１日以上６月以下の期間、給料の月額の１０分の１以下に相当する額を減ずるものとすることなどを定めるものでございます。

１１３ページの方をお開きください。

議案第２４号職員の服務の宣誓に関する条例の制定でございます。地方公務員法の規定に基づき、広域連合企業団職員の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございます。

第２条で新たに職員となったものは、宣誓書に署名してからその職務を行うことなどを定めるものといたしました。

１１５ページをご覧下さい。

議案第２５号職務に専念する義務の特例に関する条例の制定でございます。地方公務員法の

規定に基づき、広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございます。

第２条で職員は、研修を受ける場合や、厚生に関する計画の実施に参加する場合等には、あらかじめ広域連合企業長等の承認を得て、職務に専念する義務を免除されることができることなどを定めるものといたしました。

１１７ページをご覧下さい。

議案第２６号職員の育児休業等に関する条例の制定でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、広域連合企業団職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございますが、１１９ページをご覧ください。

１１９ページの第１０条、失礼しました。第２条から１１９ページの第１０条にかけて育児休業、育児短時間勤務、部分休業をすることができない職員、既にした育児休業に係る子を養育するために再度の育児休業をすることができる特別の事情、育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情などについて定めるものでございます。

１２３ページをご覧下さい。

議案第２７号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定でございます。地方公務員災害補償法の規定に基づき、広域連合企業団議会議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容ですが、次ページ１２４ページの第５条及び１２５ページの第６条で災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定する認定委員会の設置や補償基礎額、第７条から１３１ページの第２３条にかけて補償の種類及び支給額や、福祉事業などについて定めるものといたしました。

１４１ページの方をご覧下さい。

議案第２８号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定でございます。地方自治法に基づき、特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございますが、第２条及び第３条で報酬の支給対象及び額、費用弁償として旅費を支給すること、次ページ１４２ページの第４条で支給方法は一般職の職員に対する給料の例によることなどを定めるものといたしました。

１４３ページをご覧下さい。

議案第２９号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定でございます。地方公営企業法の規定に基づき、広域連合企業団の職員の給与の種類及び基準を定めるもので、 主な内容でございます。

第２条で給与は、給料及び手当とすること、手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当などとし、３条で給料表を設けること、次ページの４条以降で手当について、それぞれ支給する条件などを定めるものといたしました。

１５１ページをご覧下さい。

議案第３０号証人等の実費弁償に関する条例の制定ですが、地方自治法の規定に基づき、広域連合企業団の機関の求めに応じ出頭し又は参加した者の実費弁償に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございます。

第２条で実費弁償として旅費を支給すること、旅費の種類及び支給の方法などを定めるものといたしました。

１５３ページをお開きください。

議案第３１号水道用水供給条例の制定についてでございます。広域連合企業団が行う水道用水の供給に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございますが、第２条で給水対象は、千葉県及び広域連合企業団の水道事業とすること、第３条及び次ページ１５４ページの第５条で給水料金は、基本料金と使用料金に区分して毎月、徴収することなどを定めるものといたしました。

１５５ページをご覧下さい。

議案第３２号水道事業給水条例の制定ですが、広域連合企業団の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために、必要な事項を定めるもので、主な内容ですが、次ページ１５６ページの第２条で給水区域は、木更津市全域、山間部を除く君津市域、専用水道区域を除く富津市域、袖ケ浦市全域とすること、１６２ページ第２６条で水道料金は旧給水区域ごとに定めることなどを定めるものといたしました。

議案書１７７ページの方をご覧下さい。

議案第３３号布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定でございます。水道法の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格に関し、必要な事項を定めるもので、主な内容でございますが、第２条で布設工事監督者を配置する工事は、水道施設の新設及び沈殿池、ろ過池、浄水池、配水池などの新設、増設又は大規模の改造工事とすること、第３条で布設工事監督者の資格は、学校教育法による学校における土木工学科又はこれに相当する課程の履修経歴と、水道に関する技術上の実務経験との総合判断によるものとすることとし、その具体的な基準を定めるものといたしました。

１８１ページをご覧下さい。

議案第３４号職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてですが、広域連合企業団による水道事業の開始並びに議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の設置に伴い、専決処分した条例の所要の改正を行うもので、主な内容でございます。

広域連合企業長の事務部局の職員の定数を現行の６７人から１６９人に、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局の職員は広域連合企業長の事務部局の職員が兼ねることができるものとすることなどを定めるものといたしました。

１８３ページをご覧下さい。

議案第３５号広域連合企業長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定ですが、副広域連合企業長の選出に伴い、所要の改正を行うもので、主な内容ですが、副広域連合企業長の給料を月額３万円とすること、食卓料を削ることなどを定めるものといたしました。

以上、提案いたしました議案につきまして、それぞれその主な内容を御説明いたしました。

よろしく、御審議くださるようお願い申し上げます。

議長（鴇田剛君） 以上で説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員（石井志郎君） 議長。

議長（鴇田剛君） 石井議員。

議員（石井志郎君） 議案第１２号、ページ４１ページ。かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例の制定について、お聞きいたします。この条例では第３条で審議会は委員２０人以内をもって組織する、第２項で委員は次に掲げる者のうちから、広域連合企業長が委嘱する。１号で学識経験者を有する者、２号で水道の使用者と書かれております。どのような方を地域から選び

委嘱するのかお聞きいたしたいと思います。

事務局長（小島肇君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 事務局長。

事務局長（小島肇君） 委員につきましては、広域連合企業長が学識経験者を有する者、水道の使用者から委嘱するとしておるところでございますが、審議会につきましては各市で審議会を定期的に開催しているところ、休会しているところ、規程そのものがないところと様々な状況であったことから、具体的な審議会の委員の人選までは現在進んでいない状況でございます。今後、他の類似団体等を参考に各市及び県の意見を聞きながら人選を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議員（石井志郎君） 議長。

議長（鴇田剛君） 石井議員。

議員（石井志郎君） なぜこのような質問をしたかといいますと、今回、企業団議員定数と４市への割り振りについて、規約の内容になりますが、一部の市より強硬な意見があり、押し切れられたんじゃないかな、というのは、私の率直な意見であります。

４市の首長さんをはじめ、各市議会でも広域化というものは推進しなければいけないというところで意見は一致しておりますが、そのようななかでどういうことがあったかということで、今日午前中、富津市水道部から協議会等の議事録を頂き、読まさせて頂きました。

ちょっとお時間がかかりますが、時系列でご説明させて頂きたいと思います。

課長会議で「議員定数について５月２１日の専門委員会があった後に市長と再度相談したところ、やはり前回話したとおり、１０名で配分については人口按分の３・２・２・２・１名がよいとのことだった。その際に木更津市議会とも相談すべきとの話が出たので、市議会議長と議員配分について相談し、６月８日に議長と水道部長で他の３市の市議会議長を訪問して木更津市の考えを説明させて頂いた。木更津市の議員配分の考え方は、均等配分では不公平であり事業規模や人口にして差をつけるべきであること、また、全国の広域連合のうちホームページで規約の確認できる１１２団体中、県全体を構成団体とする後期高齢者医療広域連合などの５４団体を除いた５８団体中、均等配分は１６団体」、ちょっと中略ですね、「前回、君津中央病院の話をしたが、君津中央病院の議員定数については木更津市としては議員定数の見直しを求めているがこちらについては受け入れられてもらえず、議案に取り上げてもらえない状況であり、事業開始後では変更が難しいことから水道事業については発足当初から傾斜配分にすべきとのことだった。木更津市議会議長からは均等配分で議案が提出された場合には議会として否決もあり得るとの意見が出ていた。」このような、これは課長会議の方です。

続きまして、６月１８日月曜日の君津地域水道事業統合協議会幹事会です。その中で、「議員定数について木更津市水道部より、木更津市の総意として報告させて頂くと各団体の議員数の割り当てについて給水人口に応じた傾斜配分、比例配分として頂き、均等とした人数が規約に表記されるのであれば木更津市としては、新たな広域連合企業団には参加しないという結論に至った。」

その後に同じく水道部の方から「調整会議や専門委員会で提案させて頂いて、千葉県の方からも」中略します、「その中でそういった均等割になるようであれば木更津市は新たな広域連合には参加しない、非常にリスクが大きく反響が大きいだろうが、そこを踏まえて今日は挑むようにということで来ている。」次にいきます。同じく木更津市水道部、「そういった書きぶりで均等割という話をしたら市長も議会の方もそういった一言を入れてもだめだ。そういうのは受け付けない。それを入れるようなら話は無しだ。そこまで強く言われている。私が言って

いる話だったらいくらでも言えるが、もう上からの話で前例の君津中央病院もそうだが４５．６％出資していて、なんで木更津市が均等なのか、もうそこから全てきている。市長はこれから広域連携を推進していきたいという立場なので、ここが新たなリーディングケースとなるのは非常にいやだと言っている。各市がそういった根拠を出して納得させてくれればよいが、私が納得するだけの均等割の根拠はないと思っている。何回も庁義を行い、市議会議員とも打ち合わせをし、市長とも何回とも行っている。そういう中で非常に意志が固いので今日もそこだけはしっかりと言ってきてほしいと、各市がどういう反応を示すかわからないがそれでも均等割を主張するのであれば、木更津市は新たな広域連合企業団には加わらない、という話までしてくるようにとの話を受けている。」

次ですね。協議会会長で「それでは議員定数について確認していきたいと思っている。先ほど君津市長から提案があったところだが、改めて確認させて頂きます。」というようなことの中で「木更津市はこれまで１か月、２か月の間に当初は１０名ということの中で傾斜配分と今まで説明してきたが、それで議論が進まないので、改めて１３名という案を出させて頂いた。先日の協議で、ある程度は定まったように思えたが、ここに来て改めて均等配分という話になった。均等配分を１０年間で限って」、中略させて頂きます。「そんな状況の中で多数決で決められても木更津市としては議会に通らないということもあり得ると伝えて頂きたい。」何を言いたいかといいますと、我々議員も各市を代表してこの場に来ております、そういう中で、水道審議会というもののあり方というものをどのようにするかということを、この議事録の中から見させて頂きました。また、こういうこともあります。「木更津市としては仕事量の議員数は確保したい。各別々の市議会がそれぞれの事業に分けるのではなく、統合となったなかで議員がその事業を見ていかなければならないということならば、事業の量だけの議員を確保したい。木更津市の事業費を含めて全体をみるとその中で木更津市の事業費が４割あるのでそれなりの議員が必要という意見である。」これ抜粋したのを読んでいます。皆様が誤解するといけないので、できれば事務局の方から各議員にですね、この議会の議事録を配布して頂ければ内容というものを精査できると思います。

私、あの抜粋したところ読みましたので誤解されるといけないので、その対応をお願いしたいと思います。本来は二元代表制の議会ですが企業団議会と中央病院議会では違うのでしょうか。一部の市議会と執行部が統合協議会に対し圧力と思われる行動、発言があり４市議会への正式な依頼もなく決定されたと思っています。４市議会が協議なく一部の議会のみの意見を反映したのはいかがなものでしょうか。発言の中にありましたが中央病院議会、４市事務組合、君津、富津では広域下水道組合で行われた議会運営を根底から覆すことになると思います。今回の水道審議会委員の委嘱も企業長の意向で偏った人選が行われることがないように、議事録を読まして頂いて質問させて頂きました。また、今後ですね、入札やその他の決定事項があると聞いております。この辺も平行線でなかなか話が進まないようなことも聞いております。決定に当たり十分な話し合いを行い、地域の特性や水道事業の現況を汲み、進めて頂いたうえに質問いたしました。そこで改めてもう一度、水道審議会委員、どのような人選を行って、面積でいえば君津、富津は木更津市、袖ケ浦の倍以上はあると思います、確かに人口であれば富津市は木更津市の３分の１弱かもしれません。また、出資金をみればいろいろな各地域の事業費等があります。木更津が７億で富津、君津が３０何億、袖ケ浦が７億ですか、そのように出資金もいろんな事情があってそういう出資金となっていますけど、そういう中でいろいろな富津市だけじゃないのですね、木更津市だけじゃない、袖ケ浦、君津だけじゃない、要するに４市が広域水道企業団を運営して市民のためにどれだけいいことができるかってことを我々ここ

で協議していきたいということで質問させて頂きましたけど、今後、どのような水道審議会委員、４市を含めまして割り振りをするのか、改めて、お聞きして質問を終わります。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 事務局長。

事務局長（小島肇君） 審議会の役割でございますが、広域連合企業長の諮問に応じ、水道料金の改定その他の水道事業に関する重要な施策について、調査及び審議を行うということにされております。先ほどと同じになりますが、今後、他の類似団体等を参考に各市及び県の意見を聞きながら人選を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議員（石井志郎君） 議長。

議長（鴇田剛君） 石井議員。

議員（石井志郎君） 最後に一言。木更津市の渡辺市長、また、袖ケ浦の出口市長、君津の石井市長、また富津の高橋恭市市長、やはり水道の広域化をやることによってメリットがあるということでこの事業を進めていると思います。今後、そういう中で十分な議論をして頂きまして、水道審議会委員が各地域からそれなりの人が人選されることをお願いいたしまして、以上で終わります。ありがとうございました。

議長（鴇田剛君） ほかにございますか。

議員（近藤忍君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 近藤忍議員。

議員（近藤忍君） 何点かありますが、冒頭の方から参ります。３７ページにあります議案第１０号に関して、定例会の会議を２回と定めていることについてであります。

予算と決算の審議ということであれば、回数として２ということになるのかと思いますが、君津広域水道企業団の議会ではそれが１１月と２月ということになります。４月に新体制が始まりまして現在ここで臨時議会を行っていますが、新たに行われた中で次、１１月まで我々議会に対して情報提供がないという状況が続くのはいかがなものかと思いますので、定例会を２回とする代わりに何かそこに対して情報提供の場等、検討されているようであればその報告を願います。

事務局長（小島肇君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 広域連合企業団で実施する事業は水道事業と水道用水供給事業の２つでございます。他の類似団体を参考に１回目の議会では前年度決算、２回目の議会では次年度予算を議会で審議して頂くことを想定し、年２回としたところでございます。３１年度は広域連合企業団の事業初年度であることから議員の皆様に広域連合企業団のことをご理解頂く機会を早いうちに設けさせて頂ければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議員（近藤忍君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 近藤忍議員。

議員（近藤忍君） 了解いたしました。早いうちに勉強会なり何らかの形で開かれていきたいとのことであれば、結構であります。また今後、広域連合議会を進行していく中で例えば１１月の専決処分が多く出てくるようなことが起こるようであれば、この定例会についての回数を見直すということで、今後の課題にすべきかなと思いますので、それで結構です。引き続きの質問でよろしいでしょうか。

議長（鴇田剛君） はい。

議員（近藤忍君） ４１ページにあります議案第１２号今、石井志郎議員が言われました審議会の件ですけれども、本市では審議会に対して審議会の公開に関する条例というものを制定しておりまして、審議会を一般に公開できることについて条例で規定をしております。

広域連合の方では今回、上程された議案の中にその規程がございません。同じように今回、情報公開条例が４３ページ第１３号で上がっておりますが、議会の公開に関する条例、又はその手続き等について、今、議会事務局ができたばっかりでそのあたりについて制定がないという状況ではありますけれど、これら審査会又は議会の公開について今後の規程が必要かと思いますが、それについてはどのように御検討なのか、お伺いいたします。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 審査会及び議会に関する情報公開の関係につきましては、議員のご指摘のとおりでございまして、これにつきましては早急に検討いたしまして何らかの規程、条例で対応したいと考えてございます。

議員（近藤忍君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 近藤忍議員。

議員（近藤忍君） 了解いたしました。また、情報公開に関しましては情報公開を求めた市民が非公開というふうにこの企業団が決定したときに対して、その決定が正しいかどうかを判断するための第３者機関というのが求められるかと思います。今回の議案としては、行政不服審査法の施行条例は上げてますけれど、行政不服という対応では、多分これでないと思うのですよ。情報公開に対する適切かどうかというのはそれ専門の機関が多分必要となってくるかと思うんですが、それに対しての今回、制定がないので条例制定までの間にそのような事態となった場合にどのような対応をするのかということと、今後、制度化についての見解を伺いたいと思います。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 開示請求等に掛かる審査請求があったときに、諮問を受ける審査会は重要な会であると、当然のような認識でございます。現段階でいわゆる人選が困難であることから情報公開条例と個人情報保護条例を合わせた審査会を現在、設置するということとしているところでございます。以上でございます。

議員（近藤忍君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 近藤忍議員。

議員（近藤忍君） それらについては明確な規定を行いながらしっかりと進めていって頂ければと思います。

最後になりますが、食卓費に関する案件でご質問させて頂きます。専決第６号で企業長、副企業長については食卓費を設定しながら今回の議案第３５号で１８３ページでその食卓費の項を削るということの決定を行って頂いたことはご英断だと考えております。現在、市民から食料費または食卓費に関するようなことは視点が厳しい状況があります。実際、夜食事をとるのでは一緒だと、旅行に出ていって夜行に乗っていていようが、うちで食べていても一緒だということで、このようなことは我々４市、県もそうでしょうけど請求してないような状況がある中で、そもそも規程から除くということは結構な話だと思います。職員につきましては災害派遣というような状況が水道の場合考えられますので、行った先にホテルもない、宿もない、テントの中で寝泊まりしながら、それで食費は自分でというのは、これはさすがにかわいそう

なところもあるので、この食卓費については、職員の分については残すところについては、やむを得ないかなという感じはしますが、専決第７号で決めました我々議会に対するものについて、その削除に対する今回条例というものがどのような扱いになっているのか、そこをご説明頂ければと思います。具体的に言うと２６ページ。

議長（鴇田剛君） 答弁できますか。

副参事（鳥海陽一君） はい。

議長（鴇田剛君） 鳥海副参事。

副参事（鳥海陽一君） それでは代わって回答させて頂きます。発議案の第２号として最初にお配りしたホッチキス止めの冊子の方をご覧ください。こちらのなかほどで食卓料を削りますということで発議案で頂いておりますので、こちらをもって回答とさせて頂きます。

議員（近藤忍君） はい。

議長（鴇田剛君） 近藤忍議員。

議員（近藤忍君） 専決処分の前に発議案の採決をしていて、その後の専決処分をやっていて事象がひっくり返っているので、ちょっと失念しました。先に削除する議案を通してその後に専決処分の承認をしているというのは手続的にはいかがなものかとは思ったのですが、制度的には問題ないということですね。そのように理解します。

議長（鴇田剛君） ほかにございますか。

議長（鴇田剛君） ほかにないものと認め質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（鴇田剛君） ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第９号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１０号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１１号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１２号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　案　上　程（下水道使用料等の徴収等に関する協議）

議長（鴇田剛君）　日程第１１、議案第３６号から第３９号まで、「木更津市とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料及び地域汚水処理手数料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について」ほか３件を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

事務局長（小島肇君）　はい。

議長（鴇田剛君）　小島事務局長。

事務局長（小島肇君）　はい。議案第３６号から議案第３９号の規約の制定に関する協議につきまして一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの協議につきましては、地方自治法第２５２条の１４第１項の規定に基づき各団体と協議するにあたり同法第２５２条の２の２第３項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書１８５ページをご覧下さい。

議案第３６号木更津市とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料及び地域汚水処理手数料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてでございます。

木更津市が行っている下水道使用料及び地域汚水処理手数料の徴収等に関する事務を広域連合企業団が委託により行うものとする規約の制定について協議するものでございます。

１８９ページをお開き下さい。

議案第３７号君津市とかずさ水道広域連合企業団との間における農業集落排水処理施設使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてでございます。

君津市が行っている農業集落排水処理施設使用料の徴収等に関する事務を広域連合企業団

が委託により行うものとする規約の制定について協議するものでございます。

１９３ページをお開き下さい。

議案第３８号袖ケ浦市とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてでございます。

袖ケ浦市が行っている下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収等に関する事務を広域連合企業団が委託により行うものとする規約の制定について協議するものでございます。

１９７ページをお開き下さい。

第３９号君津富津広域下水道組合とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてでございます。

君津富津広域下水道組合が行っている下水道使用料の徴収等に関する事務を広域連合企業団が委託により行うものとする規約の制定について協議するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

議長（鴇田剛君） これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（鴇田剛君） 質疑をないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（鴇田剛君） ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第３６号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３８号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３９号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　案　上　程（予算）

議長（鴇田剛君）　日程第１２、議案第４０号、「平成３１年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」を議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

事務局長（小島肇君）　議長。

議長（鴇田剛君）　小島事務局長。

事務局長（小島肇君）　はい。議案第４０号平成３１年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算について、ご説明をいたします。

議案書の２０１ページをお開きください。

かずさ水道広域連合企業団では、従前までの４市水道部局が行う「水道事業」と、君津広域水道企業団が行う「水道用水供給事業」を行うこととしており、それぞれの事業運営に必要な予算を定めようとするものでございます。

初めに、第１章　水道事業でございます。

第１条は、「総則」でございます。

第２条は、「業務の予定量」で、年間総給水量を３，８７７万６，７９６立方メートルと定め、主要事業として、配水連絡管布設事業や配水管更新事業などを実施しようとするものでございます。

第３条は、「収益的収入及び支出」の予定額でございます。

収入では、第１款水道事業収益を１０９億３，３１５万７千円に、支出では、第１款水道事業費用を９９億５６８万５千円に、それぞれ定めようとするものでございます。

第４条は、「資本的収入及び支出」の予定額でございます。

２０２ページの方をお開きください。

収入では、第１款資本的収入を３０億７，３５２万円に、支出では、第１款資本的支出を６１億７，１７５万９千円に、それぞれ定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、２０１ページの方の第４条にお戻りください。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する３０億９，８２３万９千円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんしようとするものでございます。

再び、２０２ページの方に戻って頂きまして、第５条は、「企業債」で、起債の目的、限度額等について、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第６条は、「一時借入金」で、予算内の支出のため借り入れる場合の限度額を、３億円に定めようとするものでございます。

第７条は、「予定支出の各項の経費の金額の流用」で、（１）に記載の場合にその流用ができると定めようとするものでございます。

第８条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」で、（１）職員給与

費で８億２８９万３千円に、交際費で１６万４千円に、それぞれ定めようとするものでございます。

２０３ページをご覧ください。

第９条は、「他会計からの補助金等」でございます。

各市域の一般会計から補助等を受ける金額について、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第１０条は、「たな卸資産購入限度額」で、年度内に購入するたな卸資産の購入限度額を、７,６１３万８千円に定めようとするものでございます。

２０５ページをお開きください。

次に、第２章水道用水供給事業でございます。

第１条は、「総則」でございます。

第２条は、「業務の予定量」でございます。

受水団体である千葉県及び当広域連合の水道事業に対し、年間総供給水量を５,００２万１,１１０立方メートルと定め、主要な事業として、浄水施設の耐震化事業などを実施しようとするものでございます。

第３条は、「収益的収入及び支出」の予定額でございます。

収入では、第１款水道事業収益を６９億１,６１５万３千円に、支出では、第１款水道事業費用を５９億９,６２４万８千円に、それぞれ定めようとするものでございます。

第４条は、「資本的収入及び支出」の予定額でございます。

収入では、第１款資本的収入を８億２,１４２万円に定めようとするものでございます。

２０６ページの方をお開きください。

支出では、第１款資本的支出を４３億６,５３４万３千円に定めようとするものでございます。

なお、前の２０５ページの第４条に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する３５億４,３９２万３千円につきましては、水道事業と同様に損益勘定留保資金等で補てんしようとするものでございます。

再び２０６ページの方にいきまして、第５条は、「債務負担行為」でございます。

翌事業年度以降にわたり実施する４つの事項について、その期間及び限度額を表に記載のとおり定めようとするものでございます。

これ以降、２０７ページにかけて、第６条には「企業債」、第７条には、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、第８条には、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」、第９条には、「他会計からの補助金等」を定めておりますが、内容は水道事業と同様でございますので、説明は省略させて頂きます。

ただ今、ご説明いたしました予算に関しまして、併せて予算に関する説明書を提出しております。

お手元の平成３１年３月かずさ水道広域連合企業団議会臨時会資料と書かれた冊子をご覧ください。

１枚目の目録の次のページからが説明書の方になります。

まず、第１章水道事業として、３ページから６ページにかけては、予算の目単位まで記載する「予算執行計画」を、７ページには、事業活動に伴う資金の増減を表す「予定キャッシュ・フロー計算書」を、８ページから１０ページにかけましては、給与費の内容を一覧的に示す「給与費明細書」を、１１ページから１２ページにかけては、年度末時点における資産

及び負債等の状況を示す「予定貸借対照表」、１３ページから１４ページにかけましては、今回の財務諸表等の作成にあたり、採用した会計処理の基準等を示した「注記」を掲載してございます。

次の第２章水道用水供給事業では、水道事業で掲載した様式のほかに、債務負担行為を設定して実施する事業がございますので、２４ページに「債務負担行為に関する調書」を追加で掲載してございます。

また、２９ページ以降には「参考資料」として、水道事業と水道用水供給事業を連結し、広域連合全体の予算規模を示すとともに、水道事業における各市域の状況等を表しておりますが、内容につきましては、恐れ入りますが説明を省略させて頂きます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長（鴇田剛君） これより質疑を行います。

議員（船田兼司君） 議長。

議長（鴇田剛君） 船田兼司議員。

議員（船田兼司君） それでは、ただいまございました平成３１年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算について、質問をさせて頂きます。初のですね予算ということで鋭意作成された予算だと認識をさせて頂いておりますが、この予算執行のところについて１点確認をさせて頂きたいと思います。予算執行についてはですね、入札、建設改良工事等の入札があると思いますけれど、入札制度について、現在どのような状況になっているのかお伺いします。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 入札制度につきましては、広域連合の区域は４市の区域となるということから、その範囲で一般競争入札に移行することになり業者の営業の機会が拡大すると考えてございます。広域連合といたしましても、より多くの業者で競争入札することは経費の削減を図っていくうえで重要だと考えております。

一方で水道施設は市民生活に欠くことができないライフラインであることから、一定の技術水準を有した事業者が各市域に存在することも必要だと考えております。いずれにいたしましても、広域連合は、法令、国の通知等に従い適切に事務を行っていきたいと考えているところでございます。

議員（船田兼司君） 議長。

議長（鴇田剛君） 船田兼司議員。

議員（船田兼司君） 現状としては、おそらく各市それぞれ入札の上限金額等々で差があったことで、今合わせることを必死にやって頂いていると思うんですけれども、この予算執行について早急にですね入札制度、こういったものを決めて頂いて適正な予算執行ができるように今後ワーキンググループ等でまだ協議頂いているそうですが、広域連合企業団の事務局の方から各業者の皆様に早めに周知をして頂きますようお願いしておきます。以上です。

議長（鴇田剛君） ほかに。

議員（重城正義君） 議長。

議長（鴇田剛君） 重城正義議員。

議員（重城正義君） ３１年度の地方債の計画が総務省の自治財政局から出されております。その中で水道事業の広域化に対する地方財政措置について複数市町村における広域化に伴い必

要となる施設の整備について経営統合だけでなく施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業も対象となるという拡充がされるということです。

市の会計については何か変更はございますか。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 今回の地方財政対策で拡充される施設の共同設置や事務の広域的処理等は経営統合の実現が困難な地域において、事業統合をせずに浄水場等の施設を共同で設置または利用することなどにより、更新費用の削減や事務処理の効率化を促進させるものでございます。

当広域連合では、君津市域４市水道事業と、水道用水供給事業である君津広域水道企業団の経営統合の形式をとっておりますので、今回の拡充の対象となる、経営統合をしないまま施設の共同設置や事務の広域的処理等については、各市の一般会計の方には影響しないというふうに考えてございます。

各市の一般会計の話になるのですが、国庫補助の対象事業となる出資金につきましては一般会計はその財源を地方債に求めることができ、この元利償還金に対する普通交付税措置率が５０パーセントから６０パーセントに拡充されるということは、総務省の資料から確認できているところでございます。以上でございます。

議員（重城正義君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 重城正義議員。

議員（重城正義君） 水道法の一部を改正する法律が国会を通過したわけでございます。その取り扱いについてですね、総体としてはどのような考えをお持ちなのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 平成３０年度の水道法の改正の内容につきましては、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るために改正するものとされており、総体としては広域連合企業団にとって強力な支援が頂けるのかなと考えてございます。以上でございます。

議員（重城正義君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 重城正義議員。

議員（重城正義君） ３月のですね、１７日の読売新聞の一面に出ておりますけど、水道の民営化必要ない５２パーセント、これが全国首長のアンケートだそうです。今後は早急に民営化となることはないと私は思っておりますけれど、今現在のですね事務局の考えがありましたらお答えください。なければ結構です。

事務局長（小島肇君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 今回の水道法改正の中でいわゆるコンセッション方式といわれているものだと思いますが、公共施設等の運営権を民間事業者に設定できる仕組み、コンセッション方式につきましては、これまでの統合広域化の検討において検討してございません。全国の水道事業体でも導入している事例がなくその効果を判断する材料がないことから、現段階において導入することは考えてございません。以上でございます。

議長（鴇田剛君） ほかに。

議員（渡辺務君） はい。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） 先ほどの船田議員の質問に関連して行いたいと思います。入札制度の件ですね、状況について説明、質問がありましたが、皆さんご存じだと思いますが４市の管工事組合からの要望書というものが上がっていると思います。私が承知しているところでは、現段階で具体的にどういう方向性で進めているか、ということが示されていないというふうに私は認識しております。

今回、予算案が出てきて、これを承認するしないという話となったときに私たち議会は予算執行権限がないのは承知しております。で、ただその予算執行に関しては執行部がやるのですが、その中で審査してそれを承認する、チェックするというのは我々の仕事だと思います。その中で、この予算案の中で、ぜひお伺いしたいのは管工事組合からの要望について、どういう方針で、どういう形でそれを答えようと思っているのか、その方向性をお伺いできればと思います。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 管工事組合からの要望の内容について議員、ご承知かと思いますが、４市管工事組合との間において、緊急災害等の事態に備えた防災協定の締結、期限付きの一般競争入札における制限の設定など入札制度に関するものが要望として上がってございます。

これに対して防災協定につきましては各団体で締結している応援協定を尊重し、いわゆる新しい広域連合企業団においても締結する方向で協議調整していこうと考えております。制限付き一般競争入札に関しましては、先行団体等を参考に制限の設定などの制度を現在、検討しているところでございます。

いずれにしましても、広域連合企業団といたしましては各種法令遵守のうえ適切な契約事務を行っていきたいというふうに考えています。以上でございます。

議員（渡辺務君） はい。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） もうちょっと詳しくお答え頂きたいと思います。具体的にですね、どういうふうに行動していくのか、その指針は決まっているのか、決まっていないのか、まず、お答えください。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 現在、まだ調整中です。

議員（渡辺務君） はい。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） 今後はどういうスケジュールで調整していくおつもりか。それが、予算の執行にどう絡んでいくのかお伺いします。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 予算をお認め頂ければ、これを４月から執行していかなければいけないという状況になりますので、執行段階までには調整させて頂くということで考えてございます。

議員（渡辺務君） はい。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） 執行段階もいろんな段階があってですね、これから公告をして入札をして契約をして年度内に、ということになっていくと思うんですけど、その辺の具体的な日程、スケジュールがわからないままで、今回とりあえず、この予算案を通してくれと私には聞こえたんですけれども、それでよろしいでしょうか。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 各市が持っていた水道事業の分につきましては、今回、国からのお金、交付金等で工事量が大体１．５倍程度となるという中でですね、それを的確に処理していきたい、そういうふうに考えてございます。

議員（渡辺務君） はい。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） すみません。何度も申し訳ないです。先ほどから私の質問以外もそうなんですけど機会を踏まえるですとか、適切に運営するとかお答え頂いているのですけど、富津市とすれば今回、出資金で２億２千万でしたっけ、なけなしのお金をですね出資して、それをこうして執行していくわけです。私たちは議員としてですね、それについてどういうふうな段取りで、どういう使われ方をされるのかということを、やっぱり市民にも説明する責任があると思いますよ。その中で、今の状況の中で、その先々をこれから決めていくということだと市民に説明ができないんですけど、それについてどういう所見をお持ちか伺います。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 予算の具体的な執行につきましては、おそらくその案件ごとに、個々に違うのではないかと、実問題として、その辺を見ましてですね、対応して、先ほど言いました１．５倍の量の工事を消化していきたいと考えております。

議員（渡辺務君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） 今、私、入札の質問をしています。入札の仕組みをどうやっていくかということの質問の中でお答え頂ければと思います。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） これにつきましては、議員の方からご指摘で今のこの段階でというお話もございますが、早急に調整させて頂きたいと思います。

議員（渡辺務君） はい。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） 申し訳ないです、早急とはいつまででしょうか。そして、今日ここで承認して予算を通した場合にいつ私たちにその方針というのが伝えられるのでしょうか。それもお答えください。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君）小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 日にちまではすぐにお答えできないのですが、当然ながら、仕事をやっていく中でやっていかなければならないと考えております。

議員（渡辺務君）はい。

議長（鴇田剛君）渡辺務議員。

議員（渡辺務君） 細かいことは答えられないけど、とにかくこれを通してというふうに私には聞こえております。で、これね、問題の根源というのは地元の４市管工事組合の人たちがどういう思いを持っているのか、それから先ほどちょっと言及されましたけど防災についていろいろ課題はあるということが問題意識としてあります。業者の中には自分たちの生活を守るためだけに言っていることもあるかもしれない。その中で私ね、一定の利益団体の味方をしようというのじゃないんですよ。ただ、地元の中で、これだけ大きな制度が変わる中で一気にそれを変えると、それぞれの市町村で事情がある。その事情を汲み取ったなかで対応すべきじゃないかというのが私の主張です。ただ、ここで私が主張したってそれは権限がないですからいいんですけれど、せめてその道筋だけをここでお示しを頂きたい。それでないと、ともかくこれを通して、それから後でうまく考えるから、というわけでは申し訳ないですけど私は市民に対して責任を取れないし、説明もできない。それをお答え頂きたいということなんです。

これはまだ決まっていないという答えだと思うんですけど、今まで準備期間の中で何も回答ができていない、方針が決まっていないというのは、これは執行部の問題があったのではないかと私は思います。

厳しいことを言うようですけど、昨日今日出た要望書ではないですよね。それを今までどういうふうに取り扱ってきたか、ということについて、そこで、これについて、どうやって取り扱ってきたか、ということをお答えください。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） いわゆる統合に当たりましては、中身についてレベルごとにいろいろな会議がありまして、これについてはワーキンググループ等で各市から代表が集まって、いろいろ討議して、というふうに聞いています。

議員（渡辺務君） はい。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） すみません、何度も私ばかりで申し訳ないですけど、ワーキンググループでレベルごとという話ですけど、その中での話の内容で内部のコンセンサスをとれたもの、こんな方向で行こうねといったことが決まっているかどうか、それすらも示されていない。

そこで、今の段階で認められるかどうかという話になるかと思います。いかがでしょうか。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 渡辺企業長。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） 入札制度につきましてはほんとにあの、各市の担当者がいろいろ苦労されて議論しているところでございます。企業団として、まずはこの１０年間、国からのお金を頂きながら、とにかく今回の予定された事業量をなんとかこなしていって、それぞれの水道の状況のレベルを合わせていこうというのが、まずは前提であります。そういう意味で１．５倍程度の仕事になるということで、これをなんとか消化していかなければいけない、というのが毎年、毎年の方針になります。その中でこの増大する仕事量をいかにそれに関係する工事業者と一緒にクリアしていく、その最後の詰めをやっているところでございまして、４月１日からスタートするということの中の最後の本当に調整をしているところでございます。

その中でどの部分かというと、やはり制限付き一般競争の中での制限をどうするかという

ところでございますので、それについてほんとに毎日議論をしているところでございますので、最後、それを整理して皆様にお伝えしていければと思いますので、ぜひご理解頂ければければと思っております。

議員（渡辺務君） はい。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） 恐れ入ります、企業長ありがとうございました。今、お話を頂いたのですけど、制限付きの一般競争入札というのが前提にあって、指名入札というのは考えていないというように私は受け止められました。その中で、私、意地悪な質問ばかりをするつもりもないし、広域企業というのはそれぞれの立場があって、それぞれが譲れるところは譲る、そしてここだけはなんとかわかってくださいよ、というところはわかって頂いて、理解をしながら進めるというのが、私は広域化の一番の、一番重要な部分だと思っています。

私たちだけが主義主張を言うつもりもないです、譲れるところは譲らなければいけないと思うんですけど、それぞれの市町村でですね、事情があると思うんですよね。

業者が足らないんじゃないか、という話が出ましたけれども足りるといっている業者もいるんですよ。その中で、じゃ誰が、どういう段階で判断するのか、という筋道だけはきちんと決めて頂きたい。それと同時にそれぞれの市町村の事情というのをご理解頂ければ、というのが私が一番申し上げたいことです。

木更津市さんは金田があったり、袖ケ浦さんは北袖があったり、いろいろ新規の分譲があったり開発があったりということで、どんどん拡張が増えていく。一方で富津市とか君津市というのは古い老朽管の更新というのがまだまだすごく残っているわけです。

その中で、それぞれの行政の事情がある、その辺を理解してもうちょっと血の通った行政運営、企業運営というのをやって頂きたいと思うのですが、それについていかがでしょうか。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 渡辺連合企業長。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） はい、各市から指名を含めていろんなご意見を頂いているんですけれども、それにつきましては、ほんとに最後の、最後の結論がでていないというのが現状でございまして、各ワーキングの中でも整理できていない、というか調整できていないというのが現状でございまして、そこの中でどこで結論を出していくのか、というところを本当に早急に結論を出す出し方を整理しているところでございますので、ぜひご理解を頂きたいと。

いずれにしましてもかなりの、木更津市が例えばいろんな事業があっても、それと同じように各市の仕事量が増えるということの中で、仕事をこなして頂かなければならないというのが最低限でございますので、何か条件を変えて、そのそれぞれの工事会社が、事業者の皆様が何か影響があるような、そんなことを考えているといったことは全くございませんので、とにかく皆さんと一緒に、事業者と一緒に、なんとかこの１０年間、仕事を終わらせていくことを前提に考えて頂いておりますので、ぜひご理解を頂いて進めさせて頂ければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議員（渡辺務君） 最後に。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） 最後の質問です。これ水掛け論になります、いつまでたっても、何時間たっても先に進まないのでこの辺で質問を終わらせて頂きますけれども、この状況の中でこの予

算をどうするというのが、いかがなものかと私は思っています。

これについては、例えばですけど、継続で審査するとか、あるいは一部保留にするとか、暫定の予算を組むとかほかの方法があるのじゃないかと私は考えています。これは突飛な発想かもしれませんけど、ほかの企業団議員の皆さんがどうお考えになるかわかりませんが、私は今の状況で富津市民にこの水道事業のことについて、予算について説明ができないと私はそう考えております。

これにつきまして、最後に事務局から所見を頂いて終わります。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 今回の統合広域化の趣旨が、すみません、直接議員のご質問に答えていないかもしれませんが、今回の統合広域化の趣旨というのが国からの交付金でいわゆる老朽管等の施設整備をする、ここで一気にやりたいというのが趣旨でございますので、予算につきましてもご理解頂ければというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

議長（鴇田剛君） ほかに。

議員（近藤忍君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 近藤忍議員

議員（近藤忍君） 渡辺務議員の後ですから、血も涙もないことを木更津の立場からで言う気は全然ありませんので、それは誤解なく。今回もあと一週間もすると４月になりまして予算が定まっていないとまったく進まないということで、私はこの予算について反対する立場ではございませんけれども、ただ、今、言われました発注形態をどうするかという問題を抱えている中、逆にそれを引っ張ってしまって早期発注ができない、６月７月まで問題を取り残してしまって８月以降の発注になるということになると、一番いい最初の４月、５月、６月の頃というのをまったく無駄にしてしまって、後でやっぱり業務が混んでくるという事態になりますので、これはやっぱり早急に解決すべきだと思いますし、また、建設の業界の方々にとっても年度末に業務が集中するという事態は避けるべきではないかと、業務の平準化というのが全国的にも求められている段階ですのでそこは速やかな対応を行って頂き、特にセグメント単位でこれから会計を行っていくところですから最初から全ての要素を統一するのか、また１、２年で統一するのか３年で統一するのか、段階的に、とりあえず１０年後はセグメントをなくすということが方針として決まっていますので、うまい運用をして頂いてともかく早期で対応して頂きたいというところなんですが、まずそれについての考え方はいかがでしょうか。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 先ほどから申しましたとおり１．５倍の事業量を消化するということでございますので、平準化して、執行して頂くというのが大事だと考えてございます。以上でございます。

議員（近藤忍君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 近藤忍議員

議員（近藤忍君） 先ほどから１．５倍という話が出ていますが、例えば発注の数を１．５倍にするのか、発注ロッドを１．５倍の規模にして発注件数を同じにするのかというところがこういう予算書からは見えてまいりませんし、そもそも論としてどこを施工するのかとか、自治体別の金額というのは、途中のページに若干ありましたけれども、我々は末端給水まで全

て審査する議会として、木更津議会では工事予定箇所というのを図面として予算審査の段階では出させております。

つまりどの辺を、この４市で多分老朽管を、ものすごい量があるんですけど、とりあえず今年度はここをやる、来年度はこういう方向にするというような具体的なところが我々はわからないまま、ただ予算の数字だけを承認しろということで今回上がってきてます。

先ほど年度早々に我々に説明する場を設けたいということがありましたので、少なくともこの３０年の１１月に４市のとこからでている要望に対して、どういう方針を決めたかということと、どういう形態で工事を発注していくのか、またどこの工事をやるのか、という具体的なところも合わせて、本来ですと予算の審査の段階で行わなければならないことだと私は考えているんですが、今回、あと一週間という日程的なことも考えますと、とりあえずこれで私は通すことにやぶさかではないのですが、後追いでもいいのでそこはしっかりと示して頂いて、我々議員から各地元に帰ったときに説明できるような体制をしっかりと作って頂きたいと思うのですが、それは６月まで、木更津の統一地方選の事情もありますので、４月中にいないと困るので、５月以降に対応できるものかということで、ご説明、お答え頂ければと思います。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 今、議員の方から３点、発注形態等ございましたけど、最後の具体的にどこの箇所を施工していくかということに関していえば、事業の実施に当たりましては毎年度交付金を申請しながらの作業となるということでございまして、平成３１年度の交付金の申請に当たりましては基本計画を基に事業を設定しましたが、具体的な事業につきましては議員のご指摘の通り今後、工程表を作成して計画的にやっていきたいというふうに考えてございます。

議員（近藤忍君） 議長。

議長（鴇田剛君） 近藤忍議員。

議員（近藤忍君） ３１年度だけでなく、今いわれたように翌年度以降どういう展開をしていくかも合わせて説明頂ければと思います。またあと、本日、議会が成立しましたので４市の管工事組合からこちらで出ていたのと同じことが、今度は議会宛に出されることも想定されますので、これから議会事務局が設置されるような状態になるかと思いますので、その場合の我々への取り計らいについては事務局と議長との間でしっかりと処理して頂けますように、よろしく要望させて頂いて、私の発言を終わります。

議長（鴇田剛君） わかりました。ほかに。

議員（石井志郎君） はい。

議長（鴇田剛君） 石井志郎議員。

議員（石井志郎君） 先ほど、私、議員定数と水道審議会委員の件で質問させて頂きました。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・やはり広域をやることによって富津市の水道事業が円滑に進む条件のもとに我々は異議を唱えないで富津市議会で議案を認めた訳なんですね。ただ、今回のこの問題に関しましてはやはり私どもの地域で営業している人を含めまして、これから非常に大きな問題が出てくると思います。

水道部から頂いた参考資料によりますと、やはり４市、また県の一般競争入札を含めた条件というのがとんでもなく乖離しているような条件の中で仕事をしている訳なんですね、今もその中で平行線の部分があるといっているんですね。聞いている話の中でですね、水道部

との話の中で、なかなかまとまらないかもしれないという話を聞いているんですね。

そういう中で渡辺議員並びに近藤忍議員、また船田議員からも質問がありましたけれども、やはりこの辺のところはですね、本当にできるのかどうか、要するに議員定数はそんなに問題ないですよ。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・だけどこれはね、我々はやっぱり市民のために頑張らないといけないところなんで、これほんとに調整できるんですか。木更津、君津、袖ケ浦、富津、また県の入札の制限付きだとかいろいろな条件がありますよね。これほんと今の話ではないけど５月、６月までに調整できるんでしょうか。

早速、発注がありますよね。予算が通れば発注がでてくるわけですよね。そのときに富津市の方からセグメント方式でやってくれということで、１０年間は地域でやれないかということを出してますよね。ですよね。その辺のところなんですよ。１０年間のセグメント期間中は富津責任とりなさいよと。その代わり仕事は各市ごとに認めますよ、とか、そういうのがなにもないじゃないですか。

その辺はいかがでしょうか。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 現在調整中というなかでいろいろと国の法令とか通知等を見ながら適切な落としどころを現在、調整しているということでございます。以上でございます。

議員（石井志郎君） はい。

議長（鴇田剛君） 石井議員。

議員（石井志郎君） 私、何が言いたいかといいますと、ここにいま４市の議員がきています。

また、私は今回の議会の前に２０日の本会議終了後の全員協議会で一連の経緯は全議員に全部説明させて頂きました。今回、これが終わった後に４市の議員の皆さんは議会の方で報告すると思います。そのときにですね、議員定数の時みたいにぐちゃぐちゃしてほしくないんですよ。

ある程度認めることは認めながら円滑な運営ができるような方法というのを考えて頂きたいんです。それがなかったら事務局大変ですよ。４市の水道部の皆さんも大変だと思うんですよ。振り回されちゃいますよ。その辺のことをあえて言いたくて、今回質問するつもりはなかったんだけど質問させて頂きました。

やはりその辺はね、４市の議員とか執行部、水道事業携わっている皆さんが歩み寄るべきは歩み寄って広域化の事業を進めましょうよ。これあの執行部に、事務局長、ほんとに困ってますからね、その辺、事務局長ね、今後、やっぱり４市の議会を含めましてですね、早急に方法を考えるような動きやってください。

今、ここに事務局長に決めろといったって決まるわけないですしね。残念ながら市長は富津と木更津の市長しかいません。君津と袖ケ浦の市長来ていないですしね。あとここにいるのは議員と水道事業を携わっている職員だけですから、そこら辺のことを是非渡辺企業長ですね、袖ケ浦、君津、今日お見えになっていないですけど是非、お話し頂いてですね、速やかな事業を行えるようによろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局長（小島肇君） はい。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 業務量を的確に処理していくのが大事だと思っているので早急に方針を決めまして、事業に着手したいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（鴇田剛君） ほかに。ほかにございませんか。

議長（鴇田剛君） ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

議員（渡辺務君） はい。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） 残念なんですけど、最後の質問で提案させて頂いたんですが、どうやらそういうことにはならないようですので、反対の立場で討論させて頂きます。先ほどから事務局の話を聞いていると時間がない、それから速やかに工事を発注しなければ補助金が使い切れないというのが主な理由になっているようにしか、私には聞こえません。

１．５倍の工事を平準化するためには地元の中小の企業はどうなってもいいんだというふうにしか私にはどう捉えても聞こえないんです。業者についてもちょっと言及がありましたけど、災害時の対応ですね、それについても１ミリも前に進んだ答えになっていない。そんな状況の中でこの予算を私は賛成するわけにはいかない。申し訳ないですけど反対の立場で討論させて頂きます。以上です。

議長（鴇田剛君） ほかにございませんか。

議員（船田兼司君） 議長、休憩入れてもらえますか。

議長（鴇田剛君） ただいま船田兼司議員から休憩の動議がでましたけれど。

（暫時休憩の声あり）

議長（鴇田剛君） ではここで暫時休憩といたします。

再開は追って連絡いたします。

（１７分後、再開）

議長（鴇田剛君） 再開をいたします。

ほかに討論はございませんか。

議員（笹生典之君） 議長。

議長（鴇田剛君） 笹生典之議員。

議員（笹生典之君） はい、私は議案第４０号「平成３１年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」に関しまして、賛成の立場から討論をさせて頂きます。

ただいま、渡辺議員により縷々質問のある中で、私も一議会を代表する議員として非常に主張としては納得できるものではあります。

しかしながら本予算につきましては、まずは速やかに決定をし、そして速やかなる執行というものがまず、前提としてなくてはならないというふうに考えております。

従いまして、まずは来年度からの速やかなる執行及び、併せてですね、今渡辺議員また縷々要望のあった件につきましては、企業長をはじめ執行部の皆様方には適切かつ適正に議会にですね御答弁を頂くといったことを私も要望をいたしながら公正かつ迅速な執行をまずは期待をいたしまして賛成の討論とさせて頂きます。

議長（鴇田剛君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（鴇田剛君） ほかにないものと認め、討論を打ち切ります。

これより議案第４０号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（鴇田剛君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　案　上　程（広域計画）

議長（鴇田剛君） 日程第１３、議案第４１号「かずさ水道広域連合企業団広域計画について」を議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

事務局長（小島肇君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 議案第４１号「かずさ水道広域連合企業団広域計画について」提案理由のご説明をさせて頂きます。

議案書２０９ページの方をお開き下さい。

広域計画は、地方自治法第２９７条の７の規定により、広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならないものとされていますので、今回、上程させて頂いたものでございます。

本広域計画は、内容につきましては平成２９年度に策定いたしました「君津広域水道事業統合広域化基本計画」から転記するものとし、体裁につきましては広域連合の先進団体である千葉県後期高齢者医療広域連合を参考に作成いたしました。

議案書２１４ページをご覧下さい。

「１はじめに」（１）沿革と経緯についてですが、①から④の４つの時系列で整理しております。

①については、平成１９年２月に千葉県県内水道経営検討委員会が「これからの千葉県内水道について」の提言を契機に君津地域の水道事業の検討が始まったことを、②については、平成２５年１０月１７日に４市水道事業と君津広域水道企業団の５団体で統合広域化の方向性に合意した覚書を締結したことを、③につきましては、検討に千葉県が加わり平成２９年１０月３０日に基本協定を締結し、広域連合で２事業を行うことを、④につきましては、平成３１年１月２１日に「かずさ水道広域連合企業団」が設置されたことを記述いたしました。

「（２）広域計画の趣旨」でございます。広域計画は、先に説明いたしました地方自治法第２９１条の７の規定により作成するもので、四市域の水道事業と水道用水供給事業の経営に関することを定め、安全で良質かつ廉価な水の供給を図るものといたしました。

「（３）広域計画で定める事項」ですが、広域計画は、かずさ水道広域連合企業団規約第５条の規定により次の項目について記載するものである、として規約で定めている３項目を記載しました。

議案書２１５ページをご覧下さい。

「２　四市水道事業の課題」ですが、四市水道事業を現状分析し、「安定給水の危機」、「技

術継承の危機」、「経営の危機」の３つの課題を抽出してございます。

「３　広域計画」ですが先ほどの３つの課題に対応するため、交付金や出資金を活用して施設整備水準を高めながら経営基盤を強化していくものとするものといたしました。

「（１）計画期間と改定」ですが、広域計画の期間は、統合する平成３１年４月から１０年間とし、その後１０年間を単位として見直しをするものとするが、広域連合企業長が必要と認めたときは見直しを行うものといたしました。

「（２）水需要の予測」ですが、施設の規模の設定及び財政収支の収入の見通しを立てるため、適切に水需要の予測を行うものといたしました。

「（３）施設の整備事業」ですが、交付金を活用して記載の７事業を実施することといたしました。

「（４）管理体制」ですが、３条予算で給与を支弁する職員は、次項を考慮したうえで、業務量に応じた職員を配置するものといたしまして、次ページの方になりますが、①維持管理体制の方向性については、運転管理業務委託や給水装置に関する業務の委託化等、委託範囲の拡大を検討していくものとし、②各種システムの統一につきましては、会計、文書管理、給水台帳等のシステムの統一を図っていくものといたしました。

「（５）財政収支の見通し」でございます。財政収支は、水需要予測、施設整備の進捗状況、交付金及び出資金の受け入れ状況を考慮して作成し、水道事業の経営状況及び将来の水道料金を確認するため活用するものとしました。

「①期間」ですが、平成３１年度から平成４０年度までの１０年間といたしました。

「②会計」の考え方ですが、水道事業と水道用水供給事業は別会計、平成３１年度から平成４０年度は、市域ごとに異なる水道料金としセグメント別会計、平成４１年度に、４市域の水道料金を統一することを目標とするものといたしました。

「③料金の設定」ですが、水道料金は平成３１年度から５年毎に見直すものとし、損益収支が赤字にならない範囲で料金改定を行うものといたします。

「④繰越留保資金」ですが、収益的支出の４０％を目安といたします。

「⑤企業債」ですが、繰越留保資金が一定になるよう毎年企業債の充当額を設定するものといたします。

「⑥交付金等」ですが、事業の実施において見込まれる国の交付金等を活用するものといたします。

「⑦出資金」ですが、料金統一までに施設整備水準の平準化と経営基盤の強化を図るため、建設改良事業等に係る総務省繰出基準に合致する出資金を見込むものといたします。

広域計画の説明は、以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（鴇田剛君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（鴇田剛君）　ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鴇田剛君）　ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより議案第４１号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　案　上　程（監査委員の選任）

議長（鴇田剛君）　日程第１４、議案第４２号「かずさ水道広域連合企業団監査委員の選任について」を議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

事務局長（小島肇君）　はい、議長。

議長（鴇田剛君）　小島事務局長。

事務局長（小島肇君）　議案第４２号監査委員の選任について、提案理由のご説明をいたします。

議案書２１７ページの方をご覧ください。

本案は、監査委員の選任についてご同意をお願いするものでございまして、人格が高潔で、すぐれた識見を有する木更津市請西３丁目１６番７号の多田賢さんを選任いたしたいと存じます。

何とぞご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（鴇田剛君）　お諮りいたします。

本案は質疑と討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鴇田剛君）　ご異議ないものと認めます。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君）　挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり同意されました。

議　案　上　程（監査委員の選任）

議長（鴇田剛君）　日程第１５、議案第４３号「かずさ水道広域連合企業団監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、渡辺務議員の退席を求めます。

（渡辺務議員　退席）

本案の提案理由の説明を求めます。

事務局長（小島肇君）　はい、議長。

議長（鴇田剛君） 小島事務局長。

事務局長（小島肇君） 議案第４３号監査委員の選任について、提案理由のご説明いたします。

議案書２１９ページをご覧ください。

本案は、監査委員の選任についてご同意をお願いするものでございまして、広域連合企業団議会から渡辺務様を選任したいと存じます。何とぞご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（鴇田剛君） お諮りいたします。

本案は質疑と討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鴇田剛君） ご異議ないものと認めます。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（鴇田剛君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり同意されました。

渡辺務議員の入場を認めます。

（渡辺務議員　入場）

議長（鴇田剛君） ここで、監査委員に選任されました渡辺務議員が議場におられますので、ごあいさつを頂きたいと存じます。

議員（渡辺務君） はい、議長。

議長（鴇田剛君） 渡辺務議員。

議員（渡辺務君） ただ今、皆様にご支持頂きまして監査委員に選任させて頂きました渡辺務でございます。

多田委員と共に公正に誠実に職務にあたりたいと思います。

よろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせて頂きます。

選挙管理委員会委員の選任

議長（鴇田剛君） 日程第１６「かずさ水道広域連合企業団選挙管理委員会委員の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お手元に配付しております名簿のとおり、選挙管理委員会委員に木更津市大和３丁目４番

１６号鹿間和夫さん、木更津市真舟１丁目４番１号長谷川光江さん、木更津市中島２２５８番地山中利男さん、木更津市清川１丁目５番２２号横内則明さん、以上、４名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名しました方を、選挙管理委員会の委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鴇田剛君） ご異議ないものと認めます。

よって、鹿間和夫さん、長谷川光江さん、山中利男さん、横内則明さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙管理委員会委員補充員の選挙

議長（鴇田剛君） 日程第１７「選挙管理委員会委員補充員の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鴇田剛君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お手元に配付しております名簿のとおり、選挙管理委員会委員補充員に、木更津市真里谷１１３５番地磯貝厚さん、木更津市東太田４丁目１６番４号岩﨑明男さん、木更津市牛込４２９番地緒形正美さん、木更津市真里谷１９３２番地佐藤喜代美さん、以上四名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名しました方を、選挙管理委員会の委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鴇田剛君） ご異議ないものと認めます。

よって、磯貝厚さん、岩﨑明男さん、緒形正美さん、佐藤喜代美さんが選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

議員（石井志郎君） 議長。

議長（鴇田剛君） 石井志郎議員。

議員（石井志郎君） 先ほど議案第四十号「平成３１年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」の質疑の中で私の発言の中に不適切な部分がございましたので、全文の削除をお願いいたします。お諮りください。

議長（鴇田剛君） ただいま、石井志郎議員の方から先ほどの質問の中で不適切な発言が２、３

ございました。その点につきまして、削除の申請がございました。

お諮りいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長（鴇田剛君）事務局、削除でお願いします。

議長（鴇田剛君）以上で、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

閉　　会

議長（鴇田剛君）これをもちまして、平成３１年３月かずさ水道広域連合企業団議会臨時会を閉会いたします。

（ 平成３１年３月２５日　　午後４時２分）

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

平成３１年３月２５日

かずさ水道水道広域連合企業団議会議長　　鴇　田　　剛

同　　会議録署名議員　　在　原　直　樹

同　　会議録署名議員　　渡　辺　　務